

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成 20 年 5 月 16 日

久慈地方振興局長 和 嶋 憲 男

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 大和情報サービス株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ショッピングタウンアクロス久慈 久慈市長内町第 29 地割 15 番 1 ほか
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成 20 年 5 月 1 日

2 届出年月日 平成 20 年 4 月 30 日

3 縦覧場所 久慈地方振興局企画総務部及び久慈市役所